

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

国民年金 事案 277（事案 243 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 12 月まで
申立内容については、前回申立てと変更は無いが、平成 22 年 7 月 24 日の新聞で報道された記事内容（区において、免除申請を放置）により、今回、再申立てを行う。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、i) 区役所出張所で国民年金保険料の免除申請書を提出したと主張しているが、昭和 58 年当時、申立人が居住していた区役所出張所では国民年金保険料免除申請書の受付を行っていなかったこと、ii) 国民年金保険料の免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について申立人に通知する取扱いとなっているが、申立人は申請書を提出しただけで、通知はもらっていないとしているなど申立内容には不自然さがみられること、iii) 申立期間後の 59 年 1 月以降の保険料は納付済みとなっており、免除となっていないが、申立人が、年度途中である 58 年 12 月までの期間の免除申請を行う合理的理由も見当たらないこと、iv) 申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料も無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成 22 年 7 月 24 日の新聞で報道された記事を新たな資料として提出しているが、当該記事の内容は、区役所において平成 15 年度から 20 年度までにかけて免除申請の放置が行われていたとするものであり、申立期間（昭和 58 年 1 月から同年 12 月まで）とは時期が異なる

上、区役所は申立期間当時における免除申請手続の放置はなかったとしているため、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

国民年金 事案 278（事案 134、254 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間、46 年 1 月から同年 6 月までの期間、49 年 1 月から 52 年 12 月までの期間及び 54 年 1 月から平成 9 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 45 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 46 年 1 月から同年 6 月まで
④ 昭和 49 年 1 月から 52 年 12 月まで
⑤ 昭和 54 年 1 月から平成 9 年 5 月まで

申立期間の国民年金保険料は、いずれも、4 月に国民年金保険料の納付書が届き次第、銀行で 1 年分を一括納付（前納）しており、未納であることに納得がいかない。

引っ越しの際に年金手帳が見つかったので、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、社会保険庁(当時)の記録上納付済みとなっている期間も、国民年金保険料の納付書が送付されるたびに、銀行で 1 年分を一括して前納していたと主張するが、納付済みとなっている期間について、前納した記録や、1 年分を一括して納付した記録は無い上、納付していたとする金額も申立期間当時の国民年金保険料の金額と差異があるなど不合理な点がみられること、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 12 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、国民年金保険料の納付書が送付されるたびに、

銀行で1年分を一括して前納しており、まして夫が納付済みの期間もあるのだから未納であるはずがないとして再度申立てを行ったが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づく平成20年10月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、引っ越しの際に見つかったとして年金手帳の写しを新たな資料として提出しているが、同手帳には申立期間の国民年金保険料の納付を示す記載が無いため、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

国民年金 事案 279 (事案 149 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年6月までの期間、39年11月から40年1月までの期間、41年7月から44年12月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年6月まで
② 昭和39年11月から40年1月まで
③ 昭和41年7月から44年12月まで
④ 昭和51年1月から同年3月まで

申立期間①から③までについては、私が20歳になった時に、父親が加入手続をしてくれ、父親が死亡するまでは、父親が弟と私の保険料を納付してくれていたはずである。

また、父親が死亡した後は、しばらくは長兄が弟と私の保険料を納付してくれていた。その後、結婚するまでは、自身で銀行へ行き納付書で納付していたことを思い出したので、改めて調査をしてほしい。

申立期間④については、前回の申立て時に、申立期間④の保険料が未納となっている記録を、昭和50年1月から同年3月までの保険料が未納であると勘違いしていたため、本来なら一緒に申立てをすべきだったので、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立てについては、i)当該期間の国民年金保険料については、昭和46年5月に市役所において一括納付したとしているが、申し立てていた金額は申立期間の国民年金保険料を納付した場合の額と大きく異なること、ii)申立人の国民年金手帳記号番号は50年12月に払い出されていること、iii)申立人が初めて交付されたとするオレンジ色の年金手帳は49年11月前には発行されていない年金手帳であることなど、また、申立期間④に係る申立てについては、i)保険料を納付していたことを示す関連資料が無いこと、ii)申立人は集金に来ていた銀行員に保険料を預けていたとしている

が、当該期間は夫婦共に未納となっていることなどから、申立人の主張は不自然であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 1 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立て時に申立人の妻が一括して国民年金保険料を特例納付したとの主張は思い違いであり、結婚前の期間である申立期間①、②及び③については、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、弟の保険料と一緒に納付しており、父親の死亡後は、しばらく長兄が弟の分と一緒に納付した後、昭和 42 年からは自身で納付するようになったと説明を変遷させている。

しかしながら、申立期間①、②及び③の保険料を現年度納付するためには、申立人夫妻に対し、A 市において昭和 50 年 12 月に連番で払い出された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が B 区で払い出されている必要があるが、同区において、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、申立人は、申立期間当時、同居して家業を一緒に行っていたとする申立人の長兄及びその弟の納付状況とは異なり、申立人の場合は、申立期間①と②の間及び申立期間②と③の間に厚生年金保険の被保険者期間が確認できることから、同居の親族とは生活状況が異なっていたと考えられる上、申立人及びその長兄は、厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失に係る国民年金の喪失手続及び再加入手続についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、昭和 42 年からは、長兄から茶色の年金手帳をもらい、C 銀行 D 支店にて自身で納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付したと説明しているが、前回の申立て時にオレンジ色の手帳以外の記憶は無いとしていた説明内容から変遷がみられるほか、B 区では 45 年 10 月から納付書方式が開始されており、申立人の説明は当時の納付方法とは一致せず、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

申立期間④については、初回の申立て後、申立人は、当該期間とは別の期間である昭和 45 年 1 月から 50 年 3 月までの期間について、再申立てを行っており、当該再申立てにおいて、新たな資料として 45 年の所得税確定申告書の控えを提出し、当該資料の信ぴょう性が認められたことから、当該期間の年金記録の訂正が認められたところ、今回の再申立てにおいて、申立期間④についても、記録訂正が認められた期間と同様に、当該期間の保険料を前納で一括納付していたとしている。

しかしながら、申立人夫婦に係る市の国民年金被保険者名簿を見ると、共に昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料を同年 12 月 9 日にまとめて納付していることは確認できるものの、申立期間④については、未納を示す「未」という字が手書きで記載されており、当該記録はオンライン記録と一致している上、当該期間に係る所得税確定申告書の控えも無いことから、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

国民年金 事案 280 (事案 150 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
前回の申立てにおいて、確定申告書を提出したため、昭和 45 年 1 月から 50 年 3 月までの期間について、記録訂正が認められた。前回の申立て時に、申立期間の保険料の未納を、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの保険料が未納になっていると勘違いしていたため、本来なら一緒にこの未納期間の申立てをするべきだったので、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無いこと、ii) 申立人は集金に来ていた銀行員に保険料を預けていたとしているが、当該期間は夫婦共に未納となっていること、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 1 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

この後、申立人は、申立期間とは別の期間である昭和 45 年 1 月から 50 年 3 月までの期間について、再申立てを行っており、当該再申立てにおいて、新たな資料として 45 年の所得税確定申告書の控えを提出し、当該資料の信ぴょう性が認められたことから、当該期間の年金記録の訂正が認められたところ、今回の再申立てにおいて、申立期間についても、記録訂正が認められた期間と同様に、申立期間の保険料を前納で一括納付していたとしている。

しかしながら、申立人夫婦に係る市の国民年金被保険者名簿を見ると、共に昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料を同年 12 月 9 日にまとめて納付していることは確認できるものの、申立期間については、未納を示す「未」という字が手書きで記載されており、当該記録はオンライン記録と一致している上、当該期間に係る所得税確定申告書の控えも無いことから、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の

当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

国民年金 事案 281（事案 73 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 41 年 3 月まで

前回の申立てにおいて、平成 19 年 10 月 1 日付けの通知で記録の一部が訂正される旨の通知があったが、A 市にいた時の分（昭和 39 年 9 月から 41 年 3 月まで）が認められなかった。

私が所持している調理師免許証は、昭和 41 年 10 月 27 日に実家であり本籍地でもある B 町で交付されている。A 市に住んでいた期間も住民登録は実家になっており、また、私の母は、A 市に住んでいた期間（20 歳から 22 歳まで）の私の年金を実家の方で納付していたと言っていることから、申立期間の保険料は、母が実家に送られてきた納付書によりその都度納付してくれていたはずであるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から聴取をしても、保険料の納付状況等が不明であり、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 10 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、調理師免許証が、昭和 41 年 10 月 27 日に実家であり本籍地でもある B 町で交付されていることから、A 市に住んでいた期間も住民登録は B 町になっており、母親が、実家に送られてきた納付書により申立期間の保険料を納付していたはずであると主張しているところ、調理師法によると、調理師免許は「本籍地」で管理されていることから、当該免許証をもって、申立期間中に本籍地に住民登録があったとは言えない。

また、申立人に係る住民票を見ると、B町の「住民となった年月日」は「昭和 43 年 4 月 1 日」と記載されていることから、当該日以前に他市町村に住民登録がなされていたものと推認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が 42 年 5 月 30 日に A 市において払い出されていることが確認でき、申立人は、同市から B 町に戻った後は、同町から転出していないと述べていることを踏まえると、申立人は、42 年 5 月頃に A 市において国民年金の加入手続を行い、43 年 4 月 1 日に B 町に転入するまでの間は同市に住民登録がなされていたものと推認され、申立人の母が、申立人の実家であり本籍地でもある B 町で申立期間の保険料を現年度納付できた事情はうかがえず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。